平成２１年（フ）第１２７号
三重県松阪市駅部田町1095番地　ローレンセＢ―203号室、住民票上の住所三重県多気郡多気町片野578番地
債務者　小山　　顕
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１２８号
三重県松阪市内五曲町115番地18
債務者　荒木　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第５４９号
大津市大石曽束２丁目10番24号
債務者　岡田　　徹
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９２号
滋賀県甲賀市甲賀町神1727番地
債務者　福永　真也
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５１号
滋賀県草津市東草津３丁目22番１―308号、前住所滋賀県湖南市岩根822番地１
債務者　宮城　一幸
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５２号
大津市平津１丁目30番17号　ビワフラッツ平津207号、前住所滋賀県湖南市岩根中央２丁目24番地
債務者　松﨑　友明
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５４号
大津市清和町13番２号
債務者　尾崎　千春（旧姓辻）
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７０号
大津市大江２丁目２番15―204号
債務者　重田　知恵
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７２号
滋賀県草津市東矢倉２丁目５番28―301号サンシャイン南草津、前住所大津市大石東５丁目25番６号
債務者　麺天神こと　西村　　豊
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８６号
大津市大江４丁目４番１号　アベール大江503号
債務者　廣島　和美
1　決定年月日時　平成21年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１７０３号
広島県安芸郡海田町東昭和町４番21―103号
債務者　津島　洋子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８０２号
広島県東広島市黒瀬町大多田500番地５
債務者　上田　史郎
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４２号
広島市中区広瀬北町８番26―304号
債務者　畑本　和美
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３１号
広島市中区住吉町８番16―302号
債務者　奥村　愛子
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９３５号
広島県東広島市西条土与丸１丁目５番61―303号一ぷくマンション
債務者　兒玉　哲康
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９４７号
広島市西区井口台１丁目４番20―405号
債務者　広兼　景子（旧姓杉田）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８７号
広島市西区庚午南１丁目26番25―306号
債務者　川脇　浩幸
1　決定年月日時　平成21年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６９６号
愛媛県松山市室町２丁目５番30号　伊賀上アパート
債務者　綱﨑　美紀
1　決定年月日時　平成21年12月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
松山地方裁判所